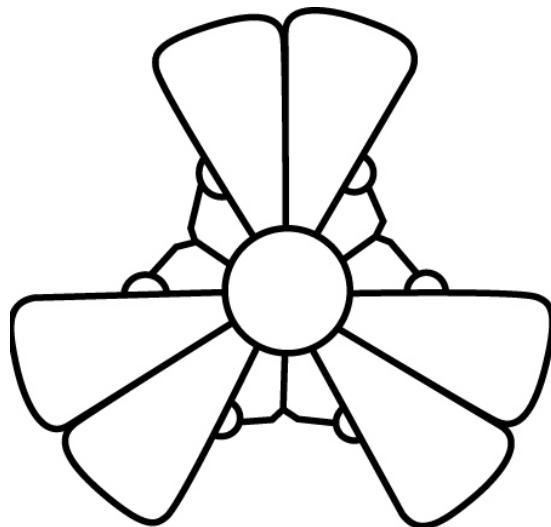


学校生活の手引き

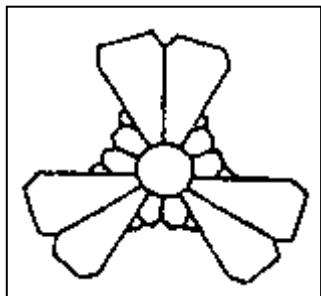


石川県立ろう学校高等部 普通科・専攻科

生活目標

責 任 礼 儀 明 朗

校 章



〈由来〉情操教育のシンボルである雪、月、花をあしらった盲ろう学校時代の校章に加えて、純白で明るく美しい心を願う伏見の里のクローバーを配した図案で、当時の職員生徒から広く意見を聴取して決定した。

校 歌

- 1 朝日に映える 高尾山 清くせせらぐ 伏見川
美しい この学び舎で 豊かな言葉 育てよう
- 2 友と手をとり 励むとき 大きな勇気 わいてくる
明るく正しくたくましく 力いっぱい きたえよう
- 3 高くそびえる 檜の木の 光る葉がいの 青い空
知識をみがき 技をねり 希望かかげて 世にたとう

生徒心得

本校の教育方針のもとに、高等部の生徒としての自覚と誇りを持ち、勉学に励み、教養を高め、心身ともに充実した学校生活をおくるよう互いに協力し、高い理想を目指す。

- 1 勉学を志し、真理を求め、常に真剣な姿勢で臨むよう行動する。
- 2 場に応じたマナーや礼儀を守り、本校生徒として望ましい社会性を身につけるよう心がける。
- 3 身のまわりの整理整頓の習慣を身につける。また、奉仕の心をもって公共物を大切にし、清潔で落ち着いた環境で学校生活が送れるように心がける。
- 4 互いの人格を尊重し、信頼できる良い友人となるように、励まし合い、磨き合い、友情をはぐくむように心がける。男女の交際については、家族や先生の理解が得られるような明朗なものであること。
- 5 下級生の良き手本となるように、学校の内外を問わず正しい行動ができるよう努める。
- 6 生徒会活動、課外活動、及び校外における諸活動においては、自主的・積極的に取り組み、幅広い経験を積み重ねるように心がける。
- 7 健康で安全な学校生活を過ごすことができるよう気をつける。
- 8 非常に備えて、正確な判断力と冷静沈着な行動力を養うように心がける。
- 9 規律や時間を守り、けじめのある日常生活をする。
- 10 「服装規定」を守り、常に清潔で学生らしい服装をするよう心がける。
- 11 禁止事項
 - ・喫煙、万引き、飲酒、深夜徘徊など法令にふれるような行為
 - ・暴力団、暴走族等との交際
 - ・法令によって入場が禁止されている場所、生徒としてふさわしくない場所への出入り
 - ・単独でのレジャー行動（登山、海水浴、スキー等）及び宿泊
 - ・出会い系メール、有害サイト等の利用
 - ・授業に関係のない雑誌や菓子類、マンガ本、ゲーム機、CD・DVD 等のソフト、ミュージックプレーヤー等の端末機器の持ち込みや貸し借り

- 12 許可事項
- ・ アルバイト
 - ・ 自転車通学
 - ・ 自動車運転免許証の取得
 - ・ 学校行事以外の県外行事への参加
 - ・ その他、許可が必要と認めた事項
- 上記事項はすべて許可願を提出し、校長の承認を以って実施可能とする。
- 13 携帯電話の使用は校地内では認めない。もし、急な用事等で利用する場合は、その旨を担任等に伝え利用する。帰宅時の連絡等については玄関での使用を認める。それ以外の利用は学校生活に不必要と判断し認めない。
- 14 レンタル CD・DVD その他端末機器による音楽・動画等の貸し借りは、法律（著作権法）違反なので絶対にしてはいけない。また、有害指定図書やアダルトサイトの閲覧・ダウンロード等は厳禁とする。
- 15 先輩や友人（在学生以外）の運転する自動車には同乗しないこと。

諸届け及び諸手続き

- 1 欠席、欠課、遅刻、早退
本人または保護者から事前に担任に届け出る。
(本人からの場合、必ず保護者の了解のもと行う)
- 2 忌引き
事前に（やむをえない場合は事後）すみやかに担任に連絡する。
忌引きとなる日数は、次の通りである。
父母：7日
祖父母、兄弟姉妹：3日
伯叔父母など：1日
- 3 その他やむをえない事情により欠席、遅刻、早退などをする場合は、すみやかに担任に連絡する。
- 4 在学証明書、通学証明書、交通機関通学証明書
指定用紙に記入の上、事務室に申し出る。
- 5 住所変更、氏名変更があったとき
担任に申し出る。

- 6 校内において公共物（ガラス窓など）を破損したときは担任に申し出る。
- 7 校内における事故に関連して「日本スポーツ振興センター」の給付を希望するときは担任に申し出る。

高等部普通科服装規定

高等部普通科の生徒は、以下の「服装規定」を守り、常に清潔で学生らしい服装を心がける。

- 1 頭髪
 - ・パーマ、染色や脱色等は禁止する。
 - ・長めの髪の場合は束ねるなど勉学に支障のないようにする。
 - ・派手な装飾品（カラーへアピン・リボン・ゴム等）は使用しない。
- 2 制服
 - (1) 冬 服
 - ・本校指定のブレザー及びチェック柄のスラックス、スカートを着用する。
 - ・左襟に校章バッジをつける。
 - ・本校指定のストライプ柄のネクタイ、リボンを着用する。
 - ・靴下は白・紺・黒の無地を基本とする。
 - ・下に白色のカッターシャツを着用する。
 - (2) 夏 服
 - ・本校指定の半袖、白色のシャツを着用する。
 - ・本校指定のチェック柄のスラックス、スカートを着用する。
- ※ やむを得ない事情（病気、ケガ等）で上記以外の服装で登校するときは、事前にその理由を担任に申し出て相談し、異装届を提出する。
- 3 運動服
 - ・本校指定のものを着用する。体育時、足先までのタイツは不可とする。
- 4 はきもの
 - ・通学時は、通学に適した靴やシューズを履く。
 - ・校内では本校指定のシューズ（内履、外履）を基本とするが、生徒の実態に応じて対応する。ただし、体育に適したものとする。

5 その他

- ・カバン、コート、帽子、マフラー、手袋、ネックウォーマーなどの持ち物については、学生らしい物とする。
- ・冬期、制服の下にセーターやベストを着用する場合は、黒、紺色系のものを基本とし、上着の裾から出ないものとする。
- ・カッターシャツや夏用シャツの下に着るものは白色を基本とし、色物や柄物を着用しない。
- ・勉強に必要なものは持参しない。

6 衣替えについて

- ・下記の期間を基準とするが、その年の気候により変更する場合もある。なお、衣替えの前後1週間は移行期間とし、任意の制服の着用を認めるものとする。

* 夏 服：6月1日～9月30日 冬 服：10月1日～5月31日

高等部専攻科服装規定

高等部専攻科の生徒は、以下の「服装規定」を守り、常に清潔で学生らしい服装を心がける。

1 服装・頭髪

- ・原則として自由であるが、学生としてふさわしい服装・頭髪を自分で考え、遊びの服と使い分ける。
- ・入学式、卒業式などの行事には、ブレザーまたはスーツを着用する。

2 運動服

- ・本校指定のものを着用する。

3 はきもの

- ・通学時は通学に適した靴やシューズを履く。かかとのない下駄、サンダル、スリッパなどは控える。
- ・校内では本校指定のシューズ（内履、外履）を基本とするが、生徒の実態に応じて対応する。ただし、体育に適したものとする。

4 靴下

- ・自由であるが、清潔のため必ず着用する。

5 コート等その他の持ち物

- ・特に指定しないが、学生らしいものとし、派手過ぎないように気をつける。
- ・勉強に必要なものは持参しない。

自転車通学について

1 自転車通学許可の基準

通学時、公共交通機関及びスクールバスの利用が困難またはその他の事由により願い出があった場合、自転車通学を許可する。

2 許可手続き

保護者と相談の上で、学級担任を通して自転車通学許可の申請書を提出し、許可を受ける。当該生徒には「自転車通学許可証」を発行する。

3 自転車通学者が守るべき事項

- ・交通法規を守る。(積雪時の乗車、二人乗り、傘差し運転、携帯電話・スマートフォン使用中の乗車などは厳禁)
- ・「SGマーク」または「JISマーク」がついており防犯登録されている自転車を使用する。また、自転車保険に加入すること。

(石川県自転車条例/令和5年4月1日施行)

- ・改造・過剰装飾された自転車は通学に使用しない。
- ・常に整備・点検し、事故のないように気をつける。
- ・申請した通学路での通学に努める。
- ・ヘルメットを着用する。(道路交通法改正により令和5年4月より努力義務)

自動車運転免許証の取得について

1 自動車運転免許の取得基準

- ・普通科生においては就職・進学等進路が決定したと高等部で認めた者であること。または専攻科への進学が決定した者。
- ・専攻科に在籍中の者。

2 許可手続き

保護者と相談の上、学級担任を通して「自動車学校入校許可申請書」を提出し、許可を受ける。当該生徒には「自動車学校入校許可証」を発行する。

3 自動車学校への入校が許可された者の厳守事項

- ・仮免、卒業試験、本試験を受験するときは、あらかじめ学級担任に申し出る。また、学業を優先した活動となるようにすること。
- ・免許証取得後、自動車・バイクの運転は、保護者の監督責任のもと、事故を起こさないように十分に気をつけること。
- ・自分の運転する自動車に、在学生や友人、先輩を乗せることは禁止する。
- ・自分の運転する自動車・バイクによる通学は認めない。

アルバイトについて

1 アルバイト許可の基準

保護者と本人、学級担任との相談後、高等部で検討し承認された場合、許可する。なお、ここで言うアルバイトは、進路に関わる実習を兼ねる場合とは別である。

2 許可手続き

保護者及び学級担任と相談し、アルバイトが妥当であると判断されたときに、担任提案で高等部の許可を得る。その後アルバイト先を決め、「アルバイト願い」を提出し、許可を受ける。

3 注意事項

- ・アルバイトをする者は礼儀作法を正しく守り、本校の生徒として規律のある態度で仕事に従事する。
- ・アルバイト先で事故などのトラブルが生じた場合はすみやかに学校に連絡する。

スクールバスの利用について

利用上の注意事項

<登校便について>

- 1 到着時刻の5分前には、集合地の安全な場所で待つ。
(予定の時間に誰もいないときは、バスは待たずに発車する)
- 2 バスの中では、座席に座り、シートベルトを着用する。勝手に席を立ったりせず他人に迷惑な行為を慎む。
- 3 保護者が集合地まで送迎する場合の駐車場所については、問題のないよう に、その場所の管理者の許可を得る。
- 4 バスに乗らないとき、遅れて乗れないときには、必ず早めにバスの携帯電話か学校へ連絡する。あらかじめ乗車しない日が分かっているときは事前に届を出す。

スクールバス携帯電話

090-8702-0511

携帯電話メールアドレス

ishikawarou.ta268@docomo.ne.jp

＜下校便について＞

- 1 下校のバスを利用するには、基本的には小学部の児童だが、小学部の生徒が下校便を利用するときに、便乗することはできる。利用する場合は、朝のうちに生徒玄関の小黒板に名札を貼る。
- 2 発車の5分前にはバスに乗る。
- 3 乗車人数が少ない場合は、すぐ降りられるよう前の方から座る。
- 4 バスから降りる際、自転車などの進入がないか左右をよく見て安全を確かめる。

＜その他＞

- 1 決められた下車地点以外の場所で降りる場合は、担任の許可を得る。
- 2 非常の際は、係の先生、運転手、添乗員の指示に従い、勝手な行動は慎む。
- 3 自然災害や事故などにより、バス運行が困難になった場合には、緊急連絡を受け、指示に従って行動する。
- 4 バスの中での携帯電話、スマートフォンの使用は、保護者との連絡やその他緊急時の連絡以外は禁止とする。

寄宿舎

所在地 金沢市窪6丁目218番地

電 話 076-241-7513

FAX 076-243-4806

本校の幼児・児童・生徒で通学が困難な者を入舎の対象とする。但し、寄宿舎生活が適当でないと思われる者及び入舎の必要を認めない者は許可しないことがある。規則を破り秩序を乱す者、或いは所要の経費を納入しない者は退舎を命ずることがある。

入舎の手続き及び舎則などは、別に定めてあるので、希望者は担任に申し出ること。

カウンセリング

* 悩み事があるとき

青年期になると、自分や社会についていろいろなことを考えるようになり、悩みを持つこともあります。そんな時、みなさんは、自分で解決の道を探すと共に、友人に相談したり家族に相談したりすることでしょう。

本校の先生にも相談してみてください。自分の性格のこと、学習のこと、家族のこと、進路のこと、男女のこと、その他どんな悩み事でも先生は生徒の皆さんと共に考えたいと思っています。

カウンセラーの先生に気軽に相談してみましょう。秘密は守ります。

どうか自分一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう。

日 課 表

日 課

S H	8 : 30 ~ 8 : 40
第 1 限	8 : 40 ~ 9 : 30
第 2 限	9 : 40 ~ 10 : 30
第 3 限	10 : 40 ~ 11 : 30
第 4 限	11 : 40 ~ 12 : 30
昼食・休憩	12 : 30 ~ 13 : 20
第 5 限	13 : 20 ~ 14 : 10
第 6 限	14 : 20 ~ 15 : 10
清 掃	15 : 10 ~ 15 : 25
課外活動	15 : 50 ~

部活動規定

1. 目的

教科時間外を利用し、望ましい集団行動を通じ、心身共に健全にし、集団の一員として自己を正しく生かす能力を養うことを目的とする。

2. 部活動について

- 部活動は活動に参加を望む中学部、高等部普通科の生徒が参加することができる。但し、高等部専攻科の生徒は自由参加とし、希望者は年度始めに各部顧問に了解を得る。
- 部活動において、進路にかかわる理由やその他の事情がある場合は、休部や転部、兼部を認める。なお運動部（陸上競技部・卓球部）の兼部をすることはできない。また、入部してから1年間は転部、退部することはできない。以下の場合のみ1年間を経過していなくても転部、退部することができる。
 - ・ 人間関係など活動環境に支障をきたしている場合。
 - ・ 受診の上、心身の不調等により、身体的な活動から文化的な活動に変更したい場合。逆の場合も同様とする。
 - ・ 進路に関わる事項等で活動が多い部活動から少ない部活動への転部を希望する場合。
 - ・ 家庭など生活環境の変化により所属部活動での活動が困難になった場合。

休部や転部、兼部を希望するものは保護者、学級担任、顧問とよく相談の上、「休部願い・転部願い・兼部願い」を提出する。

- 高等部3年生の活動期間は以下の通りとする。
 - ・陸上競技部 10月初旬の全国聾学校陸上競技大会まで
 - ・卓球部 7月下旬の北陸地区ろう学校親善体育大会兼全国聾学校卓球大会予選、または11月初旬の全国聾学校卓球大会まで
 - ・以下の場合は活動期間を延長することができる。
 - ・北信越大会以上の大会に参加する場合。
 - ・継続的な登校など学校生活の安定を目的とし、保護者、校長が認めた場合。
- 部活動の経費の一部は生徒会会計より支出される。

3. 活動する場合の注意事項

- 定められた活動日、活動場所以外で活動する場合は事前に顧問と相談する。
- 下校時刻を守る。（夏季期間中は18時終了・18時30分完全下校、冬季期間中は17時終了・17時30分完全下校）
- 生徒は互いに協力し、集団活動を乱すような行為をしてはならない。
- 石川県高等学校体育連盟が主催する大会に進んで参加する。

4. 活動を行わない日

- 学校行事（入学式、運動会、学園祭、卒業式）がある日。
- 各学期の終業式の日。
- 定期試験 1 週間前から試験終了日の前日まで。
- 学校長、顧問が活動を行わないほうがよいと判断した日。
- 原則として金曜日と日曜日（大会等の時には変更有）。
- その他、悪天候、災害、事故等で早く下校する必要がある日。

日本スポーツ振興センターについて

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で起こった災害・重傷・疾病・障害又は死亡に対して、災害共済給付を行っている。

1. 学校管理下の範囲

- ・学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ・学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- ・休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- ・通常の経路及び方法により通学する場合
- ・学校外で授業が行われているとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
- ・学校の寄宿舎にあるとき

2. 給付内容

- ・医療費・・・医療保険並の「療養に要する費用」（医療費の総額）の4/10
(ただし、医療費受給者証等の使用の場合は1/10)
- ・障害見舞金
- ・死亡見舞金

学校で災害にあった場合は、直ちに学級担任、保健室へ連絡する。

補聴器・人工内耳の手入れと対処の仕方

- 1 直射日光に長時間当たったり、ストーブ等で高温になったりするところに置かない。
- 2 雨や汗でぬれたらすぐ乾いた布でふきとる。
- 3 湿気や湯気の多いところに置かない。
- 4 使わないときは、スイッチを必ず切る。
- 5 しばらく使わないとき（7日間以上）は、電池を取り出しておく。
- 6 使用しないときには、乾燥剤を入れた乾湿ケース等に入れておく。
- 7 イヤモールド等の内側の汚れをよく取る（綿棒等を使用する。）
- 8 あやまって水中に落としたときは、そのまま外側の水滴を完全に拭き取った後に、補聴器の場合は電池を外して、人工内耳の場合は充電池を外して、乾燥ケースに入れる。その後、速やかに補聴器販売店、病院で点検してもらう。

生徒会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、石川県立ろう学校生徒会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校生活においてよい校風をつくり、学校行事・課外活動全般に対して、生徒が互いに親和協力し、学校生活の向上発展を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、本校中学部及び高等部（普通科及び専攻科以下同じ）の生徒全員を会員とする。なお、中学部生徒は中学部分会、高等部生徒は高等部分会を組織する。

第2章 執行部役員

(組織)

第4条 執行部役員は、生徒会会长1名、生徒会副会长兼中学部分会会长1名、生徒会副会长兼高等部分会会长1名、生徒会書記兼中学部書記1名、生徒会書記兼高等部書記1名、計5名により組織される。

(選出)

第5条 生徒会会长は中学部及び高等部会員の中から全員によって、生徒会副会长兼中学部分会会长及び生徒会書記兼中学部書記は中学部会員の中から中学部全員によって、生徒会副会长兼高等部分会会长及び生徒会書記兼高等部書記は高等部会員の中から高等部全員によって選出される。

(任期)

第6条 執行部役員の任期は、前・後期の二期制とする。

(生徒会会长)

第7条 生徒会会长は、本会を代表して会務全般を行う。

(生徒会副会长兼中学部・高等部分会会长)

第8条 生徒会副会长兼中学部・高等部分会会长は、生徒会会长を補佐すると共に、各分会の会務全般を行う。

(生徒会書記兼中学部・高等部書記)

第9条 生徒会書記兼中学部・高等部書記は、各分会の事務に当たると共に、総会及び執行部会があるときにはその事務に当たる。

(執行部会)

第10条 執行部役員は、通常委員会の活動日及び必要に応じて執行部会を持つ。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は本会全会員を持って構成される。

(議長・副議長)

第12条 議長・副議長は出席者全員によって、各総会ごとに1名ずつ選出される。

(決議)

第13条 ①出席者全員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

②総会は、最高議決権を有する。

第4章 委員会

(委員会)

第14条 生徒会には、通常委員会（学校委員会）と選挙管理委員会を設ける。

(通常委員会の主な活動内容及び顧問)

第15条 ○顧問は指導課職員、総務課職員、教務課職員、保健体育安全課職員が当たる)

校内掲示・新聞等の企画・運営

生徒会活動を中心に各学部行事などの取材

本の紹介などの図書活動

保健的・体育的行事及び活動の企画・運営

〔 壮行式の応援

指導課職員が各部、部活動に割り振る。 〕

(通常委員会の組織)

第16条 希望等を考慮しながら、執行部役員を除く全会員によって組織される。

(通常委員会委員の任期)

第17条 通常委員会委員の任期は、前・後期の二期制とする。

(通常委員会委員長・副委員長)

第18条 各通常委員会は、委員の互選によって、委員長・副委員長を選出する。

(通常委員会の活動日時)

第19条 毎月第2火曜日の放課後に活動することを原則とするが、その他各通常委員会の必要に応じて活動することとする。

(選挙管理委員会の活動内容・顧問)

第20条 選挙管理委員会は、前期及び後期の生徒会執行部役員選挙の準備・運営に当たる。顧問は生徒会顧問（指導課）が当たる。

(選挙管理委員会委員の委嘱)

第21条 選挙管理委員会委員は、前期及び後期の生徒会執行部役員選挙に際して、生徒会顧問が委嘱する。

第5章 クラス会長

(クラス会長)

第22条 各クラスにおいて、執行部役員を除く会員の中からクラス会長を1名選出する。

(任期)

第23条 クラス会長の任期は、前・後期の二期制にする。

第6章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、各通常委員会委員長と執行部役員によって構成される。

(召集)

第25条 役員会は、生徒会会長が必要と認めたときに召集される。

第7章 中学部分会・高等部分会

(活動内容)

第26条 各分会は、生活目標の設定と反省、諸問題についての話し合い、諸連絡等の活動を行う。

(活動日時)

第27条 各分会は、定期的に話し合いの時間を持つこととする。

第8章 最終決定権

(最終決定権)

第28条 校長は、本会に関する最終決定権を有する。